

## 渋川市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 市は、渋川市犯罪被害者等支援条例（令和5年渋川市条例第2号。

）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内において支援金を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為によって死亡すること又は重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。）を受けることをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど犯罪被害を認定した場合に限る。

(3) 市民 犯罪被害者が犯罪被害を被った時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき渋川市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(4) パートナー 渋川市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和2年渋川市要綱）第6条に規定する受領証及び宣誓書の交付を受けてパートナーと認められた者をいう。

(5) 犯罪被害者 犯罪被害を被った者をいう。

(6) 犯罪被害者遺族 犯罪被害を被った者の遺族であって、市民であるものをいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める

者に対し、支援金を支給するものとする。ただし、他の地方公共団体から支援金と同種の金銭給付を受けた場合にあっては、当該金銭給付の価格の限度において、支援金を支給しない。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（第4条第2項による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者  
(支援金の支給対象者)

第4条 遺族支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者とパートナーの関係にある者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、  
父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（前項各号に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とする。

3 重傷病支援金の支給の対象となる者は、犯罪被害者であつて、市民であるものとする。ただし、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による負傷、疾病等の理由により申請が困難と認められる場合は、第1項各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害者の代理として申請することができる。

4 第2項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族の1人に対して行った遺族支援金の支給及び第3項の場合において、代理として申請した者の1人に対して行った重傷病支援金の支給は、全ての支援金の支給対象者に対してなされたものとみなす。

(支援金の支給対象外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、

支援金の支給を行わない。

- (1) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等による当該犯罪行為の誘発その他の当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった場合
- (2) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合
- (3) 市税を滞納している場合
- (4) 第3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していた場合又は犯罪被害者若しくは犯罪被害者遺族と加害者の関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

(支援金の支給額)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 1事件につき30万円
- (2) 重傷病支援金 1事件につき10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族支援金の額から同項第2号に規定する重傷病支援金の額を控除して得た額を遺族支援金として、当該犯罪被害者遺族に支給できるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。